

令和5年度与論町デジタルマーケティング事業

特記仕様書

1. 事業名

令和5年度与論町デジタルマーケティング事業

2. 事業目的

ヨロン島の観光発信についてはこれまで WEB 広告配信等を活用した認知拡大や来島意欲向上に取り組んできたこともあり、夏のシーズンは多くの観光客がヨロン島へ来島している現状である。

一方、本町がこれまでに制作した観光動画はもっぱら夏場の来島をイメージしやすいものとなっており冬場のヨロン島観光をイメージできる動画は少なく、冬場のヨロン島の魅力を十分に発信できていないところである。

このため、本業務では冬場（「※1 1月～2月までの期間」を指す。以下「オフシーズン」という。）のヨロン島を宣伝する観光動画を制作し、制作した動画に加え与論町公式 Youtube チャンネルに公開している動画を活用したデジタルマーケティングを行うことで、オフシーズンを含めヨロン島の認知拡大や来島意欲向上を図る。

※観光目的では与論島のことを、カタカナ表記で「ヨロン島」としています。

3. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月8日まで

4. 実施業務

(1) オフシーズンのヨロン島PR動画及び来島時の注意喚起動画制作業務

ア 4K以上のハイビジョン画質とする。

イ 製作本数は2本以上とし、それぞれ1分前後を目安とする。ただし、動画の内容により最適な再生時間を提案できる場合は本町と協議の上決定すること。

ウ その他

(2) デジタルマーケティング業務

ア 上記で制作する動画に加え与論町公式 Youtube チャンネルに公開している動画について、YouTube等の動画広告（「※TrueView インストリーム広告・ディスカバリー広告」等を指す。以下「YouTube 広告等」という。）及びSNSの動画広告（「※Facebook 広告・Instagram 広告」等を指す。以下「SNS 広告」という）を行うこと。

イ その他、プロモーション方法の効果的な施策などがあれば企画提案し、与論町と協議のうえ実施の可否を決定する。

(3) 上記(1)、(2)の実施に基づく効果測定・検証及び報告業務

ア 業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に的確に対応すること。

イ 発展性を持って業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。

5. 委託内容

(1) オフシーズンのヨロン島PR動画及び来島時の注意喚起動画制作業務

①基本的な業務内容

- ア より多くの誘客ができると思われる観光資源から素材を選定し、万遍なく盛り込んだ動画コンテンツを制作すること。
- イ 制作する動画は、パソコン・タブレット・スマートフォンから映像を見ているターゲットに対して、本町の認知度向上・観光誘客のきっかけとなるようなものとする。
- ウ 360°全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦器（ドローン）等、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。

②テーマ

- ア テーマについては「オフシーズンならではのヨロン島の風景・環境・体験」とし、誘客ターゲットは「大都市在住の30代女性」及び「母親へのプレゼント旅行・思い出づくりを検討している30代女性」とするが、より効果的に魅力を発信できるテーマがある場合は、本町と協議のうえ決定すること。
- イ 動画タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザイン及び制作した動画上への配置を行うこと。

③動画の内容

- ア オフシーズンのヨロン島PR動画については、視聴者が現地でどのような体験ができるか具体的に想起でき、動画を見終わった後に思わずヨロン島への旅行情報を調べたいくなるような印象深い映像であること。
- イ 来島時の注意喚起動画については、都市圏の当たり前が当たり前でない状況や離島ならではの注意事項をまとめ、来島時に最低限準備が必要な用品を視聴者が把握できる映像であること。
(例：キャッシュレスの普及状況、ATM取扱い店舗の違い、台風接近時の交通状況)
- ウ 訴求する内容に応じて複数本の動画を制作するのが望ましいため、上記ア・イの内容が十分に伝わる動画を各1本以上制作すること。

④その他

- ア 動画制作の提案にあたっては、新規撮影を原則とする。ただし、実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画やイベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、本町と協議のうえ、既存の動画データ等を取得することを認めることとする。
- イ 上記動画制作にあたり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ウ ウェブサイトやYouTube等で再生可能なファイル形式とすること。
- エ 制作した動画コンテンツは国内や海外における旅行博等でも使用するため、オーサリングを行うこと。

(2) デジタルマーケティング業務

①基本的な業務内容

- ア 上記5（1）で制作した動画について、話題性、拡散性等を確保するため、本町の Youtube アカウントに掲載すること。
- イ 上記5（1）の動画に加え与論町公式 Youtube チャンネル「Yoron Island Japan」に公開している動画を活用した Youtube 広告等及び SNS 広告を配信し、認知拡大やフォロワー増を図ること。
- ウ 上記イの YouTube 広告等の配信費用は特に定めないが、SNS 広告の配信費用は、100 万円（税抜）を下限とする。
- エ 上記イの動画を活用する際には、本町にて蓄積している「リマーケティングリスト」の顧客等の潜在的な旅行者や下記のターゲットを意識して YouTube 広告等及び SNS 広告を効果的に配信すること。
(ターゲット1) 大都市在住の30代女性、日頃の疲れをゆっくりと癒したい。
(ターゲット2) 母親へのプレゼント旅行・思い出づくりを検討している30代女性。
- オ 選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画の編集や画像の作成についても実施すること。
- カ YouTube への掲載に必要な設定（動画のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等）を効果的に行うこと。
- キ Google 広告等において、広告を配信するために必要な設定を効果的に実施し、広告の実施状況を確認するための閲覧権を与論町に付与すること。
- ク ヨロン島観光ガイド HP (<http://www.yorontou.info/>) や観光協会 SNS などに直接誘導するような施策も企画提案すること。
- ケ その他、YouTube 広告等及び SNS 広告以外での動画を活用したプロモーション方法があれば企画提案し、与論町と協議のうえ実施の可否を決定する。

②配信時期

配信時期については、本町と協議のうえ決定すること。

③目標 KPI 等

本町から目標 KPI の設定は行わないが、事業者において KPI を設定し、企画提案書に盛り込むこと。

④配信対象地域・ターゲット層

国内及びリマーケティングリストのみとし、効果的な配信地域及び動画と相性の良い属性の絞り込みを提案すること。

(3) 効果測定・検証及び報告業務

- ア 本業務について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等分析数値等を、本町の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じてターゲット層の変更、絞り込み等改善策を本町と協議し実施すること。
- イ 広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を提出すること。また、来年度の推奨ターゲットについても報告書において提案すること。
- ウ ただ動画を見せるだけでなく、実際にヨロン島観光ガイド HP 等に誘導できたかも分析でき

るようにすること。

(4) 留意事項

- ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、本町と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- イ 各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。
- ウ 成果品については、第三者が有する知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- エ 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- オ 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

(5) その他

- ア 各業務に係る撮影、編集、制作・運用、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- イ 見積書や請求書において、「動画制作業務費」、「デジタルマーケティング業務費」、「効果測定・検証及び報告業務費」を別立てで計上し、積算すること。
- ウ 本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、本町の承認を得ること。

6. 報告書の提出等

(1) 提出物

- ア 分析手法説明書、分析結果報告書
 - イ 実績報告書（A4版）紙媒体5部及びDVD-ROM 2枚
 - ウ 制作した動画コンテンツを収めたDVD-ROM 2枚
- ※編集可能な電子データについても提出すること。

(2) 提出期限 令和6年3月8日

7. 著作権の帰属

- ア 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て与論町に移転すること。
- イ 納品動画に関する著作権肖像権等の権利は与論町に帰属するよう整理すること。
- ウ 受託者は、与論町が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

8. 総括責任者

- ア 受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。
- イ また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

9. 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ア 「業務概要」の事業企画書
- イ 事業計画書及び実施工程表
- ウ その他与論町が業務確認に必要と認める書類

(2) 各業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ その他与論町が業務確認に必要と認める書類

10. その他

- ア 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは与論町と受託者が協議の上、定めることとする。